

令和3年度 瑞浪市水質検査計画

目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質管理の状況
4. 水質検査を行う場所、検査項目及び回数
5. 臨時水質検査
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. 水質検査の精度と信頼性の保証
8. 関係者との連携及び広報活動

1. 基本方針

瑞浪市水道水質検査計画は、安全、安心かつ良質な「水道水」をご利用頂くために、「検査場所」、「検査項目」、「検査回数」などを定めたものです。

2. 水道事業の概要

瑞浪市の上水道は、岐阜県東部広域水道事務所にて浄水処理された水を、次の4箇所の配水池で受水しています。

給水区域へは、直接、系列配水池及び中継ポンプ場を経て給水しています。

県水受水配水池

- (ア) 市原配水池
- (イ) 釜戸配水池
- (ウ) 山田配水池
- (エ) 明世配水池

給水状況

・給水区域	瑞浪市全域	
・給水人口	36,217人	(令和2年度末)
・給水戸数	15,190戸	(令和2年度末)
・一日最大配水量	13,882m ³ /日	(令和2年度末)
・一日平均配水量	12,180m ³ /日	(令和2年度末)

3. 水質管理の状況

瑞浪市の上水道は、岐阜県東部広域水道事務所から全て受水していますので、浄水水質については、岐阜県東部広域水道事務所にて管理されています。

瑞浪市では水質検査を行う施設を保有していないため、水道法第20条に基づく「検査登録機関」に水質検査を委託しています。臨時に実施する水質検査についても同じ検査機関で対応し、水質検査を行っています。

4. 水質検査を行う場所、検査項目及び回数

水質基準に適合しているかどうかを、各配水系統の地域性や水道施設状況に合わせて、別表1の採水場所を設定しています。

検査項目

- (ア) 毎日検査項目（3項目）
- (イ) 1ヶ月に1回検査する項目（9項目）
- (ウ) 3ヶ月に1回検査する項目（27項目）
- (エ) 1年に1回検査する項目（51項目）

※（ア）の毎日検査は、配水池毎の水道水質監視モニターにより実施

※検査の項目、回数及び基準については、別表2のとおり

5. 臨時水質検査

臨時水質検査は次のような場合に行います。検査項目については、異常等の状況により必要な項目を実施します。

- (ア) 水源水質の悪化の連絡があった場合など、浄水の異常が疑われるとき
- (イ) 原因不明の色や濁りが発生し、著しく水質が悪化したと判断される時
- (ウ) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常が確認されたとき
- (エ) 工事や事件事故等により水道施設が汚染されたおそれがあるとき
- (オ) その他特に必要があると認められるとき

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

「水道水質検査計画」を公表し、「水道水質検査計画」に基づいて実施した毎月の検査結果は、ホームページに掲載します。

7. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査は、国で定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」により実施します。水質管理設定項目は、岐阜県東部広域水道事務所の実施する検査を精査し、その状況に応じ実施します。水質検査は「4. 水質検査の状況」で記述したとおり、水道法第20条に基づく登録検査機関に委託しますが、その機関において、「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン（平成24年9月6日健水発0906第1号）」による妥当性評価書を提出することを条件に委託することとし、精度管理を行っています。

8. 関係者との連携

瑞浪市の上水道は、岐阜県東部広域水道事務所から全て受水していますので、これら関係機関と連絡を密にして、安全な水道水を提供できるよう努めます。また、水質事故が発生した場合、東濃保健所、岐阜県東部広域水道事務所及び検査委託機関などと連携し、現場調査及び水質検査を実施します。